

各サービス別に、平成29年度の実地指導、指定申請等において、文書又は口頭指導等を行った内容について具体的に例示します。

今後の事業所等の運営において、参考としてください。

1 人員基準

番号	サービス	項目	指摘内容
1	訪問介護	訪問介護員等の員数	訪問介護員等の員数が、常勤換算方法で2.5人を下回っていた事例が認められた。 利用者の有無に関わらず、人員基準を満たしておくこと。また、今後、人員配置が2.5を下回る可能性がある場合には、本市へ事前に連絡の上、休止すること。
2	訪問介護	訪問介護員等の員数	常勤の訪問介護員のうち、利用者の数が40又はその端数を増すごとに1人以上の者をサービス提供責任者としなければならないとされているが、利用者の数が40人を超えているにも関わらずサービス提供責任者を1人としている事例が認められた。
3	訪問介護	訪問介護員等の員数	非常勤の訪問介護員の勤務時間について、障害サービスを行っている場合は、勤務時間を明確に区分すること。
4	通所介護	従業員の員数	指定通所介護の提供日ごとに、当該通所介護を提供している時間帯を通じて、専ら当該通所介護の提供に当たる生活相談員を確保していない事例が認められた。
5	通所介護	従業員の員数	指定通所介護の単位ごとに、専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員を1以上確保しなければならないにも関わらず、確保されていない事例が認められた。
6	通所介護	従業者の員数	看護職員が機能訓練指導員を兼務する場合は、勤務時間を明確に区分すること。
7	通所介護	管理者	専らその職務に従事する常勤の管理者を置いていない事例が認められた。
8	福祉用具貸与・特定福祉用具販売	従業者の員数	福祉用具専門相談員の員数は2以上必要であるにも関わらず、不足している事例が認められた。
9	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	従業者の員数	常勤のオペレーターが1人以上配置されていない事例が認められた。

番号	サービス	項目	指摘内容
10	小規模多機能型居宅介護	従業者の員数	常勤換算方法で、通いサービスの提供に当たる者がその利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上及び訪問サービスの提供に当たる者が1以上確保されていない事例が認められた。
11	認知症対応型共同生活介護	従業員の員数	共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者を、常勤換算法で、当該共同生活住居の利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上としていない事例が認められた。
12	認知症対応型共同生活介護	従業員の員数	夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の介護事業者に夜間及び深夜の勤務を行わせていない事例が認められた。
13	居宅介護支援事業所	従業者の員数	常勤の介護支援専門員の配置は利用者の数35人に対して1人を基準とするものであるが、35人を超える介護支援専門員がいることから、基準を満たすよう人員を配置すること。
14	居宅介護支援事業所	従業者の員数	利用者が40人を超え、複数月において居宅介護支援費(Ⅱ)を算定している事例が認められた。介護支援専門員の員数の基準は、利用者の数が35又はその端数を増すごとに1とすること。

2 設備基準

番号	サービス	項目	指摘内容
1	訪問介護	設備及び備品等	指定訪問介護の提供に当たり、他の施設(飲食店)を通り抜けなければ手指の洗浄設備を利用することができない構造となっているなど、事業の運営を行うための専用の区画が設けられていない事例が認められた。
2	訪問看護	設備及び備品等	相談室を倉庫として使用している事例が認められた。 申請した用途以外に用いることはできないため、用途を変更する場合は変更届を提出すること。
3	通所介護	設備	機能訓練室として申請したスペースにベッドを置き、静養室として使用している事例が認められた。 申請した用途以外に用いることはできないため、用途を変更する場合は変更届を提出すること。

3 運営基準

番号	サービス	項目	指摘内容
1	共通	医行為	介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならないにも関わらず、介護職員が医療行為を行っている事例が認められた。
2	共通	内容及び手続の説明及び同意	契約書及び重要事項説明書の同意日の日付がない事例が認められた。 利用申込者の同意を得る際、必ず日付を記入すること。

番号	サービス	項目	指摘内容
3	共通	居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	居宅介護支援事業所から居宅サービス計画を入手していない事例が認められた。 居宅介護支援事業所から居宅サービス計画の交付を受け、当該計画に沿った個別サービスを提供すること。
4	共通	サービスの提供の記録	サービスの提供の記録に記録ミスや漏れがあった。 請求の根拠となるため、記録ミスや漏れのないよう、正しい記録を残すこと。
5	共通	サービスの提供の記録	鉛筆又はシャープペンシルによりサービスの提供の記録が作成されている事例が認められた。 記録の作成に当たっては、ボールペン等を使用し、修正の場合は二重線による見え消しの修正とすること。
6	共通	個別サービス計画の作成	居宅サービス計画と同一の目標が設定されている事例が認められた。 「居宅サービス計画で位置付けられた目標達成のため、サービス事業所で行えることは何か。」という視点を意識して、計画を作成すること。
7	共通	個別サービス計画の作成	長期にわたり、目標が見直されていない事例が認められた。 達成が不可能な目標については見直しを行うなど、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況を踏まえて、個別具体的な目標を定めること。
8	共通	個別サービス計画の作成	個別サービス計画への利用者の同意の日付がない事例が認められた。 サービスの提供開始前に計画を作成し、利用者の同意を得ること。
9	共通	勤務体制の確保等	管理者及び従業者に対する研修を実施していない事例が認められた。 管理者及び従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保し、内容を記録として残すこと。
10	共通	勤務体制の確保等	月ごとの勤務表が作成されていない事例が認められた。 事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にすること。
11	共通	掲示	事業所において、必要な掲示が行われていない事例が認められた。 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。
12	共通	秘密保持等	他の利用者の個人情報に記載された紙を裏紙として使用している事例が認められた。 利用者等から情報開示を求められることもあり、個人情報の取扱上望ましくないため、使用しないこと。
13	共通	秘密保持等	利用者の個人ファイルが誰でも手に取れる事務机で保管されている事例が認められた。 個人ファイルについては、鍵付きの保管庫等により管理すること。

番号	サービス	項目	指摘内容
14	共通	苦情処理	寄せられた苦情の内容等を記録していない事例が認められた。 受け付けた苦情の内容は記録すること。
15	共通	苦情処理	苦情に対する措置の概要について、事業所に掲示すること。 また、苦情受付担当者と苦情処理責任者は、別の職員を充てること。
16	共通	事故発生時の対応	サービス提供中の事故により利用者が医療機関を受診したにも関わらず、本市へ報告されていない事例が認められた。 事故等が発生した場合は、所定の様式により速やかに本市へ報告すること。
17	共通	記録の整備	個別サービス計画やサービスの提供の記録が誤って廃棄されている事例が認められた。 サービスの提供に関する記録については、その完結の日から5年間保存すること。
18	共通	非常災害対策	運営規定等には定期的な非常訓練を実施することが明記されているにも関わらず、非常訓練を行っていない事例が認められた。 非常訓練を定期的に行い、その記録を残すこと。
19	訪問介護	虐待の防止	経済的虐待が認められた。利用者の人権の擁護、虐待の防止等のための整備を行うとともに、再発防止策を検討し報告すること。
20	訪問介護	サービスの提供の記録	計画に位置付けたサービス提供時間と異なる時間でサービスを提供している事例が認められた。 変更となった理由等を具体的に記載すること。
21	訪問介護	サービスの提供の記録	計画に位置付けたサービスとは異なるサービスを提供している事例が認められた。 変更となった理由等を具体的に記載すること。
22	訪問介護	訪問介護計画の作成	居宅サービス計画に位置付けられたサービスが提供されていない事例が認められた。 居宅サービス計画に沿って訪問介護計画を作成し、サービスを提供すること。
23	訪問介護	訪問介護計画の作成	要介護度が変更するなど、状態が変化した場合にあっても、訪問介護計画が見直されることなく、当初の計画のままサービスが提供されている事例が認められた。サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成後、当該訪問介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該訪問介護計画の変更を行うこと。
24	訪問看護	管理者の責務	訪問を予定していた理学療法士が体調不良のため訪問できず、訪問看護サービスを提供していない事例が認められた。 事業所都合によるサービスの未実施は不適切であり、代替えの手段を検討するなどして、適切なサービスの提供に努めること。

番号	サービス	項目	指摘内容
25	訪問看護	衛生管理等	指定訪問看護事業所の器具等について、衛生的な管理に努め、看護師等が感染源となることを予防する措置を講じなければならないにも関わらず、使用済みの採血器具(注射筒、注射針)を紛失する事例が認められた。
26	通所介護	勤務体制の確保等	指定通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定通所介護を提供できるよう、指定通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定める必要があるが、利用者がいないことを理由に、人員基準を満たすうえで必要な従業者が配置されていない事例が認められた。
27	通所介護	サービスの提供の記録	計画に位置付けたサービス提供時間と異なる時間でサービスを提供している事例が認められた。 変更となった理由等を具体的に記載すること。また、サービス提供時間の変更が継続する場合は、計画の見直しを行うこと。
28	通所介護	サービスの提供の記録	サービスの提供の記録について、提供時間や時間短縮した際の理由の提供した具体的サービスの内容、時間等を記録すること。
29	通所介護	通所介護計画の作成	複数のサービス提供時間がある利用者について、それぞれの提供時間に応じた通所介護計画を作成すること。 また、通所介護計画は、居宅サービス計画に沿って作成すること。
30	通所介護	通所介護計画の作成	多くの利用者について、通所介護計画の長期・短期目標が、ケアプランと同一である事例が認められた。 通所介護計画はケアプランに沿って作成されなければならないものであるが、全く同一のものとするのではなく、通所介護事業所としての視点を持って計画を作成し、モニタリングの結果等を計画に反映させること。
31	通所介護	定員の遵守	運営規程において定められた指定通所介護の利用定員を超過している日が複数認められた。 指定通所介護は、利用定員を超えて指定通所介護の提供を行ってはならない。
32	通所介護	指定通所介護の具体的取扱方針	通所介護は、事業所内でのサービス提供を原則とし、外出サービスは、通所介護計画への位置付けがされていること及び効果的な機能訓練等のサービス提供となっている場合においてのみ認められる。具体的な計画を行った上で実施し、効果がない場合は、計画の見直しを行うこと。
33	通所介護	利用料等の受領	胃ろうを注入する行為について、手技料を徴収している事例が認められた。当該行為は、利用者に対する食事介助と考えられ、利用者の処遇上必要なものは報酬の中に含まれているため、別途、利用者から徴収しないこと。
34	地域密着型通所介護	地域との連携等	おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けていない事例が認められた。 利用者、利用者の家族等により構成される「運営推進会議」を設置し、活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けること。
35	短期入所生活介護	短期入所生活介護計画の作成	居宅サービス計画の期間を超えて短期入所生活介護計画が作成されている事例が認められた。 短期入所生活介護計画の作成に際し、居宅サービス計画の内容に沿った計画とすること。

番号	サービス	項目	指摘内容
36	特定施設入居者生活介護	医行為	介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならないにも関わらず、登録特定行為事業者としての登録を受けていない介護サービス事業所において、介護職員が医療行為を行っている事例が認められた。
37	特定施設入居者生活介護	利用料等の受領	重要事項説明書において、介護保険の給付の対象とならない管理費に、人件費を入れて、一律に徴収している事例が認められた。人件費は、介護保険給付の対象であることから、人件費の記載を削除し、入居者に負担を求めないこと。
38	特定施設入居者生活介護	指定特定施設入居者生活介護の取扱方針	利用者への身体的拘束について、同意・経過記録があるが、期間の終期について検討した記録がない事例が認められた。 身体的拘束については、定期的に検討し結果を記録すること。
39	特定施設入居者生活介護	介護	自ら入浴が困難な利用者について、1週間に2回以上、適切な方法により、入浴させ、または清しきしなければならないにも関わらず、行っていない事例が認められた。入浴させ、または清しきすること。
40	福祉用具貸与	指定福祉用具貸与の具体的な取扱方針	福祉用具専門相談員は、サービス担当者会議等を通じて、福祉用具の適切な選定のための助言及び情報提供を行う等の必要な措置を講じなければならない。
41	福祉用具貸与	勤務体制の確保等	事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めていない事例が認められた。当該事業所は、指定時から現在に至るまで、夫婦二人だけで運営しており、この背景によって、特に勤務予定を示すことなく、漫然と勤務に当たっていた。
42	福祉用具貸与	衛生管理等	福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合、当該事業者の業務の実施について定期的に確認し、その結果等を記録すること。
43	福祉用具貸与	記録の整備	「軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付の確認について」の添付が確認できない事例があった。 軽度者への福祉用具貸与の根拠となるので、入手し、保管すること。
44	小規模多機能型居宅介護	居宅サービス計画の作成	居宅サービス計画の作成に当たり、介護支援専門員が指定居宅介護支援等基準第13条各号に掲げる具体的な取組方針に沿って行っていない事例が認められた。
45	小規模多機能型居宅介護	指定小規模多機能型居宅介護の具体的な取扱方針	緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合であっても、拘束の期間の終期について定期的に検討し、結果を記録すること。
46	小規模多機能型居宅介護	地域との連携等	毎日宿泊を必要とする利用者について、運営推進会議において報告されていない事例が認められた。 利用者の「抱え込み」を防止するため、運営推進会議では、宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、評価を受けること。

番号	サービス	項目	指摘内容
47	認知症対応型共同生活介護	虐待の防止	身体的虐待が認められた。介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければいけないことを踏まえ、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のための体制の整備を行うとともに、再発防止策を検討し報告すること。
48	認知症対応型共同生活介護	入退居	利用者が認知症であることの確認が入居後となっている事例が認められた。 入居前に主治医の診断書等により入居申込者が認知症である者であることを確認し、その写し等を保存すること。
49	認知症対応型共同生活介護	サービス提供の記録	利用者の被保険者証に記載する入居の年月日が誤っている事例が認められた。 正確に記載すること。
50	認知症対応型共同生活介護	利用料等の受領	一部の利用者についてラバーシートを使用し、その費用を利用者から徴収している事例が認められた。 利用者の処遇上必要なものは報酬の中に含まれているため、別途、利用者には負担を求めるとはできない。
51	認知症対応型共同生活介護	地域との連携等	運営推進会議について、おおむね2月に1回以上実施されていない事例が認められた。地域の行事と重なり全員が参加できる日の日程調整に時間を要したことが理由であったが、あらかじめ日程を決めるなどして、適切な時期に実施すること。
52	認知症対応型共同生活介護	社会生活上の便宜の提供等	利用者の金銭を管理する場合は、根拠を明確にし、適切な管理を行うために、金銭管理規定を制定すること。
53	介護老人福祉施設	虐待の防止	特定の介護職員について、利用者を叩くという身体的虐待が認められた。利用者の人権の擁護、虐待の防止等のための体制の整備を行うとともに、再発防止策を検討し報告すること。
54	居宅介護支援	基本方針	担当する利用者について、提供される指定居宅サービス等が特定の種類かつ特定の居宅サービス事業者に偏っており、公正中立に行われているとは認めがたいため、サービスの囲い込みにつながらないように、配慮すること。
55	居宅介護支援	指定居宅介護支援の具体的な取扱方針	(居宅サービス計画作成に係る一連の業務) 居宅介護支援事業所の変更に伴い、居宅サービス計画の新規作成が必要となった際に、アセスメントの実施、サービス担当者会議の開催及び居宅サービス計画原案の説明等が行われていないなど、居宅サービス計画作成に係る一連の業務を同月内に実施していない事例が認められた。
56	居宅介護支援	指定居宅介護支援の具体的な取扱方針	(居宅サービス計画作成に係る一連の業務) 区分変更申請に際し、担当者会議の開催前に、居宅サービス計画書の原案について利用者の家族の意見を聞くとともに、同日に当該計画書への同意をもらっていたが、一連の業務の順序について拘束するものではないものの、適切なケアマネジメントの実践のため、基本的な順序に則って進めること。
57	居宅介護支援	指定居宅介護支援の具体的な取扱方針	(アセスメントの実施) 新たに居宅サービス計画を作成するに当たり、アセスメントを実施していない事例が認められた。

番号	サービス	項目	指摘内容
58	居宅介護支援	指定居宅介護支援の具体的な取扱方針	(サービス担当者会議等による専門的意見の聴取) 居宅サービス計画を変更した月内に、サービス担当者会議を開催していない事例が認められた。 また、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等の担当者が欠席したにも関わらず、意見照会を行っていない事例が認められた。
59	居宅介護支援	指定居宅介護支援の具体的な取扱方針	(居宅サービス計画の説明、同意、交付) 居宅サービス計画のサービス利用票について、文書により利用者の同意を得ていない事例が認められた。
60	居宅介護支援	指定居宅介護支援の具体的な取扱方針	(個別サービス計画の提出の依頼) 個別サービス計画を入手していない事例が認められた。 サービス事業所へ依頼し、提出を求めること。
61	居宅介護支援	指定居宅介護支援の具体的な取扱方針	(モニタリングの実施) モニタリングは、当該月におけるサービス実施状況の把握と評価であることを踏まえ、当該月のサービス実施状況等を確認できる適切な時期に行うこと。
62	居宅介護支援	指定居宅介護支援の具体的な取扱方針	(モニタリングの実施) 少なくとも月に1回、利用者の居宅を訪問し、モニタリングの結果を記録していない事例が認められた。
63	居宅介護支援	指定居宅介護支援の具体的な取扱方針	居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載すること。
64	居宅介護支援	管理者の責務	管理者は、当該事業所の介護支援専門員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならないことに加え、介護支援専門員に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行わなければならないにも関わらず、当該事業所の介護支援専門員が日常的に居宅サービス計画等を自宅に持ち帰り、自宅で計画の作成を行う等、適切な居宅介護支援を行っておらず、また、管理者はこのことを把握していたにも関わらずそのことを容認するなど、介護支援専門員の管理が適切に行われていない事例が認められた。
65	居宅介護支援	秘密保持等	指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員が正当な理由なく、その業務上知り得た利用者等の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならないにも関わらず、介護支援専門員が日常的に利用者の居宅サービス計画等を自宅に持ち帰るなど、情報の管理が適切に行われていない事例が認められた。
66	介護予防支援	虐待の防止	指定介護予防支援事業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、指定介護予防支援を提供しなければならないにも関わらず、従業者が利用者の金銭を窃盗するなど経済的虐待が認められた。
67	介護予防支援	指定介護予防支援の業務の委託	指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」第1条の2及び第4条から第31条を遵守するように、委託する指定居宅介護支援事業者に対し、措置させていない事例が認められた。 委託を行ったとしても、指定介護予防支援に係る責任主体は、指定介護予防支援事業者であることから、適切に管理すること。

番号	サービス	項目	指摘内容
68	介護予防支援	指定介護予防支援の具体的な取扱方針	(利用票の交付) 利用者の署名又は押印が漏れている事例が認められた。
69	介護予防支援	指定介護予防支援の具体的な取扱方針	個別サービス計画を入手していない事例が認められた。 サービス事業所へ依頼し、提出を求めること。
70	介護予防支援	指定介護予防支援の具体的な取扱方針	(モニタリングの実施) 3月に1回、利用者の居宅を訪問し面接していない事例が認められた。
71	介護予防支援	指定介護予防支援の具体的な取扱方針	(モニタリングの実施) 利用者の居宅訪問を行った際は、居宅訪問である旨を明記すること。

4 報酬基準

番号	サービス	項目	指摘内容
1	訪問介護	訪問介護費	サービスの提供の実績が書類上で確認できないにも関わらず、訪問介護費を算定している事例が認められた。
2	訪問介護	訪問介護費	記録上のサービス提供内容と実際に請求した訪問介護費の区分に相違がある事例が認められた。
3	訪問介護	訪問介護費	前回提供した訪問介護からおおむね2時間未満の間隔で訪問介護を行っているにも関わらず、それぞれの所要時間を合算していない事例が認められた。
4	訪問介護	訪問介護費	訪問介護の内容が利用者の単なる見守りであるにも関わらず、訪問介護費を算定している事例が認められた。
5	訪問介護	2人の訪問介護員等による訪問介護の取扱い等	利用者又はその家族等の同意を得ていないなど、算定要件を満たしていないにも関わらず、当該単位数を算定している事例が認められた。
6	訪問介護	2人の訪問介護員等による訪問介護の取扱い等	2人の訪問介護員等が一部異なった時間帯でサービスの提供を行っているにも関わらず、所定単位数の100分の200に相当する単位数の算定を行っている事例が認められた。
7	訪問介護	早朝・夜間、深夜の訪問介護の取扱い	事業所都合で早朝、夜間又は深夜の時間帯に訪問介護サービスを提供している事例が認められた。事業所都合で当該加算を算定することはできない。また、当該加算を算定するに当たっては、その理由を具体的に記載すること。

番号	サービス	項目	指摘内容
8	訪問介護	特定事業所加算	訪問介護員ごとに個別具体的な研修の目標を定めた計画を作成していない事例が認められた。
9	訪問介護	特定事業所加算	サービス提供に当たっての留意事項の伝達等を目的とした会議について、サービス提供責任者が主催し、当該事業所においてサービス提供に当たる訪問介護員等の全てが参加するものでなければならないにも関わらず、サービス提供責任者が参加したことが確認できない事例が認められた。
10	訪問介護	特定事業所加算	指定訪問介護の提供に当たり、サービス提供責任者が訪問介護員等に対し、当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項の伝達を行ったことが確認できない事例が認められた。
11	訪問介護	特定事業所加算	訪問介護員等の研修について、一律に事業所が目標を設定するなど、個別具体的な研修の目標を定めた計画を策定していない事例が認められた。
12	訪問介護	緊急時訪問介護加算	緊急時訪問介護加算の対象となる指定訪問介護の提供を行った際に、要請のあった時間、要請の内容、当該訪問介護の提供時刻及び緊急時訪問介護加算の算定対象である旨等が記録されていない事例が認められた。
13	訪問介護	緊急時訪問介護加算	当該加算の対象となる指定訪問介護の提供を行った際に、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員と連携を図った旨がわかりづらい記録となっている事例が認められた。介護支援専門員と連携を図った旨を詳細に記録に残しておくこと。
14	訪問介護	初回加算	新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回若しくは初回の訪問介護を行った日の属する月に、サービス提供責任者が指定訪問介護を行った記録又は同行した記録がないにも関わらず、当該加算を算定している事例が認められた。
15	訪問看護	訪問看護費	記録上のサービス提供内容と実際に請求した訪問看護費の区分に相違がある事例が認められた。
16	訪問看護	訪問看護費	訪問看護に当たっては、利用者の身体状態等に応じ、計画に沿ったサービス提供を行うことができるかどうかを判断し、提供が困難だと判断した場合は、訪問看護費を請求しないこと。
17	訪問看護	早朝・夜間、深夜の訪問看護の取扱い	緊急時訪問看護加算に係る緊急時訪問を行った場合に、早朝・夜間、深夜の訪問看護に係る加算を算定している事例が認められた。
18	訪問看護	特別管理加算	点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態の利用者に対し、週3日以上点滴注射を実施することなく当該加算を算定している事例が認められた。

番号	サービス	項目	指摘内容
19	訪問看護	ターミナルケア加算	ターミナルケアに係る計画及び支援体制について利用者及びその家族等に対して説明を行い同意を得ることや、ターミナルケアの提供に係る訪問看護記録書への記録などが不明瞭であるため、当該加算の趣旨を踏まえた上で算定をすること。
20	訪問看護	ターミナルケア加算	死亡日及び死亡日前14日以内に、介護保険の給付の対象となる訪問看護を実施し、その後医療保険の給付の対象となる訪問看護を実施したにも関わらず、最後に実施した保険制度ではない介護保険において当該加算を算定している事例が認められた。
21	訪問看護	退院時共同指導加算	利用者の退院時まで、在宅での療養上必要な指導を行っているもののその指導内容を文書により提供していない場合に、当該加算を算定している事例が認められた。
22	訪問看護	初回加算	新規に訪問看護計画を作成していない利用者に対して、当該加算を算定している事例があった。
23	通所介護	通所介護費	実際に提供したサービス時間よりも長い時間区分で通所介護費を算定している事例が認められた。
24	通所介護	入浴介助加算	サービスを提供していないにも関わらず、当該加算を算定している事例が認められた。
25	通所介護	中重度者ケア体制加算	加配職員の員数の算定に当たっては、従業者1人につき、常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数である8時間を上限として、勤務延時間数を算定し、常勤換算すること。
26	通所介護	個別機能訓練加算(Ⅱ)	個別機能訓練に関する記録(実施時間、訓練内容、担当者等)がないにも関わらず、当該加算を算定している事例が認められた。
27	通所介護	個別機能訓練加算(Ⅱ)	専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等から直接訓練の提供を受けていないにも関わらず、当該加算を算定している事例が認められた。
28	通所介護	個別機能訓練加算	個別機能訓練計画の同意が得られる前に、当該加算を算定している事例が認められた。
29	通所介護	個別機能訓練加算	機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問した上で、個別機能訓練計画を作成し、その後3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況を確認した上で、訓練内容の見直し等を行っていないにも関わらず、当該加算を算定している事例が認められた。

番号	サービス	項目	指摘内容
30	通所介護	個別機能訓練加算	事業所の都合による、通所介護事業から地域密着型通所介護事業への移行に伴い、当該加算に係る算定要件を改めて満たす必要があるにも関わらず、移行前から引き続いて算定している事例が認められた。
31	通所介護	若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症利用者ではないにも関わらず、当該加算を算定している事例が認められた。
32	通所介護	運動器機能向上加算	利用者の短期目標に応じて、おおむね1月間ごとに、利用者の当該短期目標の達成度と客観的な運動器の機能の状況についてモニタリングを行っていないにも関わらず、当該加算を算定している事例が認められた。
33	通所介護	送迎未実施減算	送迎を実施していないにも関わらず、当該減算を行っていない事例が認められた。
34	通所介護	人員基準欠如減算	当該事業所の看護職員の配置数が、人員基準上満たすべき員数を下回っており、人員基準欠如減算が必要な事例が認められた。
35	短期入所生活介護	短期入所生活介護費	当該事業所の利用者が退所したその日に同一敷地内の介護保険施設に入所した際、退所した日について短期入所生活介護費を算定している事例が認められた。
36	短期入所生活介護	機能訓練指導員に係る加算	専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の機能訓練指導員が配置されていないにも関わらず、当該加算を算定している事例が認められた。
37	短期入所生活介護	緊急短期入所受入加算	緊急利用者を受け入れた際に、緊急利用した者に関する理由、期間、緊急受入れ後の対応などの事項を記録していない事例が認められた。
38	短期入所生活介護	送迎加算	送迎を実施していないにも関わらず、当該加算を算定している事例が認められた。
39	短期入所生活介護	療養食加算	主治の医師より利用者に対し発行された食事せんがないにも関わらず、当該加算を算定している事例が認められた。
40	特定施設入居者生活介護	特定施設入居者生活介護費	入居者の外泊期間中に特定施設入居者生活介護費を算定している事例が認められた。

番号	サービス	項目	指摘内容
41	特定施設入居者生活介護	夜間看護体制加算	利用者又はその家族等に対して、重度化した場合の対応に係る指針の内容の説明及び同意を得ていないにも関わらず、当該加算を算定している事例が認められた。
42	特定施設入居者生活介護	医療機関連携加算	協力機関等の情報提供に係る協力医療機関又は主治医の意思からの署名、あるいはそれに代わる方法による受領の確認が読み取りにくかったため、明確な記録を残すこと。
43	特定施設入居者生活介護	看取り介護加算	医師、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者が共同で、利用者の介護に係る計画を作成していないにも関わらず、当該加算を算定している事例が認められた。
44	特定施設入居者生活介護	看取り介護加算	医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断していないにも関わらず、当該加算を算定している事例が認められた。
45	特定施設入居者生活介護	看取り介護加算	看取り介護を行っていないにも関わらず当該加算を算定している事例が認められた。
46	定期巡回随時対応型訪問介護看護	初期加算	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用を開始した日から起算して30日以内の期間外に初期加算を算定している事例が認められた。
47	定期巡回随時対応型訪問介護看護	総合マネジメント体制強化加算	当該加算の算定に当たり、定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、地域に開かれたサービスとなるよう、地域との連携を図る必要があるにも関わらず、地域との連携をほとんど行っていない事例が認められた。地域住民との交流を深めること等により、地域との連携を図ること。
48	小規模多機能型居宅介護	認知症加算	主治医意見書等により、利用者の日常生活自立度のランクがⅡに該当することが確認できていないにも関わらず、当該加算を算定している事例が認められた。
49	認知症対応型共同生活介護	認知症対応型共同生活介護費	医療機関の入院者が外泊時に当該事業所を利用したサービスについて、認知症対応型共同生活介護費を算定している事例が認められた。
50	認知症対応型共同生活介護	看取り介護加算	当該加算は、死亡月にまとめて請求することから、入居していない月についても自己負担を請求されることがあるため、重要事項説明書又は指針の中に、請求について記載し、入居の際に同意を得ておくこと。
51	認知症対応型共同生活介護	看取り介護加算	医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した利用者であることが確認できない事例が認められた。

番号	サービス	項目	指摘内容
52	認知症対応型共同生活介護	看取り介護加算	当該利用者に係る医師の診断を前提にして、医師、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者が共同で、利用者がその人らしく生き、その人らしい最後が迎えられるよう支援を行うための計画が作成されていない事例が認められた。
53	認知症対応型共同生活介護	看取り介護加算	医師、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者が共同で作成した利用者の介護に係る計画について、利用者又は利用者の家族が同意したことが確認できない事例が認められた。
54	認知症対応型共同生活介護	医療連携体制加算	入居の際に、利用者又はその家族等に対して、重度化した場合の対応に係る指針の内容の説明及び同意を得ていないにも関わらず、当該加算を算定している事例が認められた。
55	認知症対応型共同生活介護	医療連携体制加算	医療連携先の病院から看護師が配置されておらず、日々の健康管理や連絡調整がされていないにも関わらず加算されている事例が認められた。
56	認知症対応型共同生活介護	認知症専門ケア加算（Ⅰ）	最新の主治医意見書において、日常生活自立度がⅡbとなっているなど、要件を満たしていないにも関わらず、当該加算を算定している事例が認められた。
57	認知症対応型共同生活介護	人員基準欠如による減算	当該事業所の従業者の員数が人員基準上満たすべき員数を下回っており、人員基準欠如に対する介護給付費の減額が必要な事例が認められた。
58	介護老人福祉施設	栄養マネジメント加算	栄養ケア計画を作成して、入所者又はその家族に説明し、同意を得る前に栄養マネジメント加算を算定している事例が認められた。
59	介護老人福祉施設	栄養マネジメント加算	入院した後、退院意して帰所した際に初期加算を算定しているが、新たに栄養ケア計画を作成しておらず、同意を得ていない事例が認められた。
60	介護老人福祉施設	経口維持加算	栄養マネジメント加算を算定することができない場合に、当該加算を算定している事例が認められた。
61	居宅介護支援	運営基準減算	居宅介護支援費の算定について、 ①新たに居宅サービス計画を作成するに当たり、アセスメントを実施していない ②サービス担当者会議を開催するに当たり、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等の担当者が欠席したにも関わらず、意見照会を行っていない ③居宅サービス計画のサービス利用票（第6表及び第7表）について、文書により利用者の同意を得ていない ④少なくとも月に1回、利用者の居宅を訪問し利用者に面接していないなど、運営基準減算が必要な事例が認められた。

番号	サービス	項目	指摘内容
62	居宅介護支援	運営基準減算	運営基準減算が2月以上継続しているにもかかわらず、100分の50の居宅介護支援費を算定している事例が認められた。
63	居宅介護支援	小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	小規模多機能型居宅介護事業所に出向き、利用者の居宅サービスの利用状況等の情報提供を行っていないにもかかわらず、当該加算を算定している事例が認められた。
64	居宅介護支援	初回加算	運営基準減算が適用される月に当該加算を算定している事例が認められた。
65	居宅介護支援	初回加算	介護支援専門員の異動に伴い、事業所が変更となったものの、軽微な変更にあたるものと判断し一連の業務を行わなかった利用者について、新規に居宅サービス計画を作成していないにもかかわらず、当該加算を算定している事例が認められた。
66	居宅介護支援	特定事業所加算	運営基準減算が適用される月に当該加算を算定している事例が認められた。
67	居宅介護支援	特定事業所加算	利用者に関する情報又はサービス提供の当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議の議事について、記録を作成していない事例が認められた。
68	居宅介護支援	特定事業所加算	資質向上のための研修について、目標が一律なものとなっている事例が認められた。目標は、個別具体的なものとする。
69	居宅介護支援	入院時情報連携加算	利用者が入院してから7日を超えて情報を提供しているにもかかわらず、当該加算を算定している事例が認められた。
70	居宅介護支援	入院時情報連携加算	情報提供の際に面談を行った病院又は診療所の職員について居宅サービス計画等に記録すること。
71	居宅介護支援	入院時情報連携加算	利用者が病院又は診療所に入院するにあたって、当該病院又は診療所の職員に対して、情報提供を行った日時、場所、内容、提供手段等についての記録が残されていないにもかかわらず、当該加算を算定している事例が認められた。
72	居宅介護支援	退院・退所加算	退院・退所加算の算定について、 ①利用者に関する必要な情報の記録がない、退院前に当該病院等の職員と面談を行った記録がない ②退院時に居宅サービス計画を作成していない など、算定要件を満たしていないにもかかわらず、当該加算を算定している事例が認められた。

番号	サービス	項目	指摘内容
73	居宅介護支援	退院・退所加算	<p>当該加算を3回算定する場合は、そのうち1回について、入院中の担当医等との会議(診療報酬の算定方法別表第一医科診療報酬点数表の退院時共同指導料2の注3の対象となるもの)に参加して、退院後の在宅での療養上必要な説明を行った上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービスの利用に関する調整を行わなければならないにも関わらず、当該加算を算定している事例が認められた。</p>